	本店の所在場所
	電子提供措置の定め
	公告の方法
	法人成立の年月日
［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成十二年法務省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（提供する情報の範囲） **第一条**　［略］ ［一・二　略］ 三　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第四十四条第一項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第十一条第二項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条第一項、第九十六条第二項又は第百十七条第三項（これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。 ［四～六　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（提供する情報の範囲） **第一条**　［同上］ ［一・二　同上］ 三　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第四十四条第一項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記事項についての登記情報。ただし、同規則第十一条第四項、第五十四条第二項、第五十五条第二項、第五十七条第二項、第八十条第二項、第八十一条第一項若しくは第五項、第九十六条第二項又は第百十七条第三項（これらの規定を同規則又は他の省令において準用する場合を含む。）の規定により閉鎖された登記記録に係るものを除く。 ［四～六　同上］ 2　［同上］

（商業登記規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第七条　商業登記規則等の一部を改正する省令（平成十八年法務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
附　則 （商業登記に関する経過措置） **第二条**　［略］ ［項を削る。］ 3‖2‖［略］ ［略］	**附　則** （商業登記に関する経過措置） **第二条**　［同上］ 2‖前項の規定にかかわらず、登記官は、職権で、この省令の施行の際現にされている会社の支店の所在地における登記（商号、本店、支店（当該登記所の管轄区域内にあるものに限る。）及び会社成立の年月日の登記並びに登記記録区にされた登記を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。 4‖3‖［同上］ ［同上］

	本店の所在場所
	公告の方法
	法人成立の年月日
［同上］	［同上］